

第1章 総則

この規程は、三次市立布野小学校で学校教育を受ける児童の人格の完成を目指すとともに、保護者、教職員が協力して次代を担う児童の健やかな成長を図るために定めるものとする。この規程は、義務教育9年間の見通しを持った指導について、全市的な共通認識、共通実践を図るためのものである。

(目的)

第1条 この規程は、三次市立布野小学校の教育目標を達成するためのものである。児童の人格の完成をめざして、自主的・自律的に充実した学校生活を送らせるという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 指導内容について

1 学校生活に関すること

(登下校)

第2条 登下校については、次のことを指導する。社会の一員として、交通安全ルールを守り、登下校をする。

- (1) 通学班での登校を原則とする。集合時刻、道路でのマナーを守り、定められた通学路を通る。
- (2) 下校時は、一人にならないよう、兄弟姉妹や同方向へ帰宅する友だちと一緒に、定められた通学路を歩いて下校する。
- (3) 安全確保のため、必要に応じて集団下校を指示する。防犯ブザー、熊よけの鈴を着用する。
- (4) スクールバス通学では、乗降時の安全に注意し、乗車時刻や車内でのマナーを守る。

(登校・遅刻・欠席・早退・外出)

第3条 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校等に関する規程を定める。

- (1) 登校時刻は、8時15分とし、教室の自席に着席する。
- (2) 欠席の場合、8時15分までに、保護者は欠席の理由を学校に連絡する。また、保護者は、通学班の班長に、欠席することを連絡する。
- (3) 遅刻の場合、8時15分までに、保護者は遅刻の理由を学校に連絡する。また、保護者は、通学班の班長に遅刻することを連絡する。なお、遅刻して登校した場合は、職員室に報告して、授業場所に行く。
- (4) 早退の場合、必要に応じて、保護者が早退の理由、時間、早退時の下校方法（送迎する人や下校手段等）を予め学校に連絡する。
- (5) 原則、登校したら、校外には出ない。特別な理由がある場合は職員室に連絡して許可を得る。

(頭髪)

第4条 頭髪については、次のことを指導する。学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない清潔かつ自然な髪形や、長さとする。

※ 改善が見られない場合、現状の回復を図るため特別な指導を行う。

- (1) 髪形
 - (ア) 肩や目に髪がかからないようにする。
 - (イ) 肩にかかる場合、黒、紺、茶色のゴム及びピンで束ねる。
- (2) 染色・脱色・着毛・整髪料・パーマ・アイロン・そりこみ・不自然な髪型等は禁止する。

(化粧・装飾・装身具・不要物)

第5条 化粧・装飾・装身具・不要物については、次のことを指導する。

- (1) 口紅（色付きリップクリームを含む）マスカラ等の化粧類
- (2) マニキュア等の爪や皮膚への装飾
- (3) ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト、ミサング等の装身具
- (4) 眉毛のそり落とし、眉毛の加工
 - ※ 違反があった場合、特別な指導を行う。
- (5) 携帯電話や情報通信機器、デジタルカメラ、ゲーム類、マンガ、化粧品、装飾品の持ち込み
 - ※ 違反があった場合は、学校預かりを行う。特別な指導を行い、保護者へ返却する。
- (6) 学校での学習活動に必要でないものは、持参しない。（キーホルダーなどのランドセルへの装飾品も含む）

(制服・身なり等)

第6条 制服等、身なりについては、次のことを指導する。

- (1) 以下に定める制服等を着用する。
 - ア 冬服
 - (ア) 上着
紺色のイートン WまたはS
 - (イ) シャツ
白色のカッターシャツ、ポロシャツ、またはブラウスを着用し、シャツ出しをしない。
 - (ウ) ズボン・スカート
紺色ズボン、ひだのあるつりスカート
 - ※ベスト・セーターを着用する場合、色は紺・黒・グレーとする。
 - イ 夏服
 - (ア) シャツ

白色のカッターシャツ、ポロシャツ、またはブラウスを着用し、シャツ出しをしない。

(イ) ズボン・スカート

紺色ズボン、ひだのあるつりスカート
シャツの下には、必ず、衛生面、自己防衛面を含めて下着を着用する。

※ 腰パン（ズボンをずらした着こなし）
やすそ擦り（床にすそがつき破れる）
変形等は禁止とする。

※ スカート丈は、膝の中央が隠れる程度とする。

(2) 靴下

白色や紺色等の単色とする。くるぶしソックス、ルーズソックス、色柄の入っているものは禁止とする。（ワンポイントは可能）

(3) 通学靴・上履き

ア 通学靴は運動靴とする。登下校や体育等の学習で使用することから、安全で機能的なものを、かかとを踏まないで使用する。

イ 雨天時や降雪時は、長靴を使用してもよい。

ウ 上履きは、上履き用シューズとし、かかとを踏まないで使用する。

エ ジャンパー等、防寒着

冬期は、制服のうえにジャンパー、マフラー等を使用してもよい。華美な物は避け、安全で機能的なものとする。

オ 帽子

登下校時や校外学習時には、黄色の帽子を着用する。

カ スクール水着

黒・紺色のスクール水着または競泳用水着を授業時に着用する。

2 生徒指導に関すること

(1) 授業や学校生活全般

ア 自分の持ち物には、必ず記名する。

イ 時刻（チャイムの合図）を守る。

ウ 授業時の挨拶，返事，言葉づかいを大切に
する。

(2) 休息时间

ア 学校外や立ち入り禁止場所には行かない。

イ 校内放送は，静かに聞く。

ウ 特別教室，他の教室には勝手に入らない。

エ 廊下や階段等，校内を走らず，右側通行を守る。

オ 学校の施設や道具，草花や樹木，飼育動物を大切にする。

カ 整理整頓をする。(靴箱，机，ロッカー，掃除道具入れ，掲示物等)

キ グランド，体育館，遊具等の使い方のきまりを守る。

(3) 保健室利用

ア 体調がすぐれない場合，保健室を利用することができる。利用時間は，1時間程度として，体調の回復が見込めない時は，学校から保護者に連絡をする。

イ 度重なる保健室の利用の場合，保護者に連絡し，医療機関等への受診をすすめる。

ウ 虐待が疑われる場合は，学校より関係機関に通告し連携して支援する。※ 虐待：身体的，性的，ネグレクト，心理的虐待が疑われる場合。

(4) 給食

ア エプロン・帽子・マスクを着用し，衛生面に注意して給食当番をする。

(5) 掃除

ア 掃除は，学校の環境を整える学習活動の一つである。時間いっぱい丁寧に掃除をする。

(6) 教育相談

学校は，児童，保護者から教育相談の希望があった場合，スクールカウンセラーやこども応援センター等と連携する。

(7) その他

ア 卒業生や部外者の学校内への無断立入りを禁止する。用事のある場合は，職員室へ連絡する。学校の敷地内に入り，

指導したにも関わらず，校外に移動しない場合，関係機関と連携する。

イ 学校内の施設設備，備品等を破損した場合や発見した時は，職員室に届け出る。場合によっては，関係機関と連携する。

第3章 校外での生活について

(校外の生活)

本章の指導は，学校・家庭・関係機関が連携をとり指導する。指導を繰り返す児童の場合は，特別な指導を行う。

第7条 校外の生活については次のことを指導する。

(1) 児童だけでの校区外への外出禁止

(2) 児童・生徒だけでの商店・娯楽施設への入店禁止

(3) 休日に友だちの家に遊びに行く場合は，原則として午後からとする。

(4) 児童・生徒だけでの外泊や夜間外出(徘徊)禁止

ア 保護者は，児童だけで夜間外出させないようにする。

イ 保護者は，広島県青少年健全育成条例により，娯楽施設の利用にあたっては，同伴の場合であっても，夜間の利用はしないようにする。

(5) 情報通信機器の校内持込禁止

本市は，学校への携帯電話の持込を原則禁止している。携帯電話等の情報通信機器については，家庭でのルールづくり，夜間の携帯電話の保管場所，情報通信機器(パソコン・ゲーム機等)のフィルタリングに努める。

(6) 酒・たばこ類等の購入禁止

保護者は，酒，たばこ類を児童に購入させないようにする。

(7) 危険箇所への立入り禁止

保護者は、立入り禁止箇所や廃屋、川、池等危険が予想される場所に児童を立入らせないようにする。

(8) 交通違反

保護者は、道路交通法に違反させないようにする。

(9) 自転車の乗車

ア 自転車乗車時はヘルメットを着用させる。

イ 1～3年生は国道沿いの歩道での自転車通行をしない。

第4章 特別な指導について

(特別な指導)

「社会で許されないことは、学校においても許されない。」ことであり、児童が起こした問題行動を反省させ、事後よりよい学校生活を送るために自己を振り返り、適切な行動ができるよう指導する。

(問題行動への特別な指導)

第8条 問題行動への特別な指導として、問題行動を起こした児童には、教育上、必要と認められる場合は、特別な指導を行う。但し、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

- ア 窃盗・万引き・占有物離脱横領
- イ 喫煙・飲酒
- ウ 暴力・威圧・強要行為
- エ 公共建造物・備品等器物損壊
- オ 交通違反
- カ 性に関するもの
- キ 薬物等乱用
- ク 刃物等所持
- ケ その他の法令・法規に違反する行為

(2) 学校の規則等に違反する行為

ア 暴力行為（対教師・児童間・対人・器物損壊）

※ 相手に外傷等がなくても有形力の行使が暴力行為となる場合もある。（体当たりや腕で突く等）

※場合によっては（故意等）、器物破損の修理を保護者負担とする。

イ 喫煙・飲酒及び準備行為（購入・所持・行為同一場所滞在）

ウ いじめ

定義「一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの」

エ 登校後の無断外出、無断早退

オ 指導に従わない（指導無視・暴言・授業エスケープ・授業中の無断立ち歩き・授業妨害行為等）

カ 携帯電話の持込み（許可申請を除く）

キ 学習等に必要のない物品持込み

ク 不正行為（テスト等のカンニング等）

ケ 家出及び深夜徘徊

コ 金品強要

サ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(反省指導等)

第9条 特別な指導のうち、反省指導等は、次の通りとする。但し、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

(1) 説諭による指導

口頭による説諭指導（短時間での指導）

(2) 学校反省指導

ア 別室による反省指導

（1～2時間→半日→1日→3日→5日）

イ 授業観察による反省指導

（1日→3日→5日）

ウ 教育相談と反省指導を複合した指導（スクールカウンセラー・こども応援センター等）

エ 保護者来校による授業観察指導

（半日→1日→3日→5日）

オ 学校と保護者による協議

（反省指導の実施）

第10条 反省指導の実施については、原則、学校反省とする。

- （1）反省指導は、登校させて別室で行う「別室反省指導」と通常の学校生活（授業等）で行う「授業反省指導」の2段階がある。

ア 反省指導期間中にあるテスト等は別室で行う。

イ 反省指導期間中にある学校行事等への参加は、別途協議する。

（反省指導の期間）

第11条 反省指導の期間については、次の通りとする。

- （1）別室反省指導の期間は、概ね1時間から5日とし、授業反省指導の期間は、概ね1日から10日とする。ただし、発達段階や問題行動の程度、繰り返し等により指導期間を変更することがある。

（特別な指導を実施するにあたって）

第12条 特別な指導は、児童が自ら起こした問題行動に気づき、振り返る時間を通して、その時の適切な行動は、どうすればよかったのかについて考える。同じ問題行動を繰り返さずに、事後よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたっては、次の事項について明確にする。

- （1）特別な指導は、学校体制として取組み、事実の確認、反省（振り返り）、再発防止のための具体的な約束や展望をもたせる。
- （2）特別な指導を行うに当たっては、十分な事実確認を行い、指導記録を残す。
- （3）特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、児童・保護者・教職員で確認する。
- （4）法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為、その他、児童で、指導を繰り返す

場合は、関係機関に相談し、学校と関係機関及び保護者が連携して指導する。

- （5）反省期間については、形式的にならないようにし、目的を明確にし、短期間で行う。

（目安となる日数を第11条に明記）また、児童の発達の段階も考慮して効果的に行う。

（規程の周知）

第13条 児童を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、全保護者が出席するPTA総会、学級懇談会、地域懇談会等で直接説明を行う。また、ホームページでの公開や、来校のない保護者には、家庭訪問や郵送等を通じて、周知の徹底を図る。

（反省指導の内容）

第14条 「事実確認表」「振り返り表」「反省指導記録表」等により指導する。

平成30年2月1日 改訂

令和2年2月5日 改訂

令和4年11月18日 改訂

令和5年3月28日 改訂

令和7年3月3日 改訂